

青森の優れた県産材を利用した、
アイデアと活用事例が満載。

Prefectural Timber Usage Guide Book

県産材

民間商業施設等への
県産材利用ガイドブック

活用術



Aomori Prefectural Government



はじめに

近年、SDGsやカーボンニュートラルの実現など、世界的な環境意識の高まりを受けて、全国各地で会社や店舗といった民間施設などでの木材利用が進んでいます。

また、国では令和3年に「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」の改正を行い、法律名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律（通称…都市・まちの木造化推進法）」とし、木材利用の対象を民間施設を含む建築物全般に拡大しました。

これを受け、本県の民間施設においても県産材を積極的に利用していただくため、本ガイドブックを作成することとしました。

本書では、県産材を使用した民間施設等の事例や、専門家の方々からいただいた利用にあたっての提言に加え、施主や建築士の想いなどについて掲載しています。

県産材利用により人と地域の新たなつながりが生まれ、さらに県産材の利用が広がることを願っています。

令和6年3月

青森県 農林水産部 林政課長

県産がもたらすもの。

県産材に託されたこと。

県産材を使ってみよう

C O N T E N T S

- | | | | | | |
|-------------------|---------------|------------|------------------|------------------|------------|
| 32 | 29 | 26 | 20 | 7 | 2 |
| 青い森県産材利用推進プラン〈付録〉 | 県産材に関する情報〈参考〉 | 県産材を利用するには | 県内エキスパートへのインタビュー | 県内商業施設の事例とインタビュー | 県産材を使ってみよう |

時代は「非木造」から「木造」へ。

青森県の気候が生み出す、地域にあった県産材。



青森県では県内建築物への県産材利用を推進しています。

戦後、枯渇した森林資源の保護や木材の耐火性能等の観点から、住宅以外の建物への木材の利用が控えられてきました。

しかし、時代の流れとともに、木造建築を取り巻く法律が改正され、木材の使用についての規制が緩和されたことで、

中・大規模の建物でも木造化・木質化が可能になってきました。

また、県内各地で植林された森林が成長し、建築用材として利用できる資源が充実しています。

青森県では、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、

平成23年9月21日に『青い森県産材利用推進プラン』を策定し、

公共建築物における木材利用を進めてきたところですが、

令和5年1月に一部改定し、県内建築物全般において

県産材を中心とした木材の利用を推進しています。

青い森県産材利用推進プランの主な内容

《1》建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向

■建築物全般での木材の利用促進により、脱炭素社会の実現、地域経済の活性化等へ大きく貢献

■木材利用の促進に向けた各主体の取り組み

▶県及び市町村: 地域の実情に応じた効果的な施策の推進

▶事業者: 自ら木材利用に努めるほか、県・市町村の施策へ協力

《2》建築物等における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

■木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及促進、人材育成

■建築物木材利用促進協定制度の周知、活用

■公共建築物の積極的な木造化・内装木質化による木材の利用促進

■木材利用の普及啓発と県民運動化

(※「木材利用促進月間(10月)」や「木材利用促進の日(10月8日)」に
重点的に普及啓発を実施)

《3》県が整備する公共建築物等における木材利用の目標

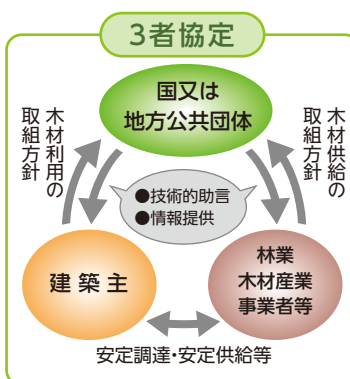
■コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化(※対象は民間も含めた建築物一般)

《4》建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

■森林所有者、林業従事者、木材製造業者等の連携による安定供給

■県は、関係者へ適時木材の調達や利用に関する情報等を提供するほか、木材需給に関する関係者間の情報共有に協力

主な協定のイメージ



※林業・木材産業事業者等が入らない
2者協定となる場合もある。

県産材利用の意義

県産材の利用は、林業の振興を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する水源かん養などの多面的機能の持続的な発揮や、林業従事者の新たな雇用の創出、地域の林業・木材産業の活性化、地球温暖化の防止など、多くのメリットが期待できます。

《1》地場産業・木材関連産業の活性化

県内の森林で生産された木材は、県内の素材生産業者によって伐採・搬出され、県内の製材加工業者により製材・加工された後、県内の大工・工務店や建設業者等によって、建築用資材や土木資材として消費されます。

県産木材が、県内で消費されることによって、県内事業者の収入確保や雇用機会の創出が図られ、地域経済の活性化につながります。

《2》地球温暖化の防止

樹木は、光合成によって、二酸化炭素(CO₂)を吸収し、固定しながら成長します。スギ林では、植えてから20~30年の時期が最もCO₂の吸収能力が高く、その後、吸収力は年々衰えていきます。適切な時期に伐採・利用し、その後に苗木を植えて育てていくことが、温暖化防止には最も効果的です。

《3》循環型資源で省エネ素材

石油・石炭などの化石燃料や鉱物資源が限りがあるのに対し、木材は光合成により再生産される循環資源です。

そのうえ木材は、鉄やコンクリートと比べて製品にするまでに必要なエネルギーやCO₂排出量が少ない省エネ素材でもあります。また、利用後も木質ボード、紙、さらには燃料へと形を変えながら再利用することができます。

県産材利用の意義

《4》二酸化炭素の排出削減

県外や海外の木材を使用するには、トラックや船等による長距離の運搬が必要で、運搬時には化石燃料が消費されるため、大気中に多くの二酸化炭素が排出されてしまいます。

県産材を使うと、木材を運搬する距離が短くなり、運搬時のエネルギー（ウッドマイレージ）及び運搬時に排出される二酸化炭素も少なくなるため、地球温暖化の防止につながります。

《5》人の健康面への効果

木の香りは血圧を低下させるなど、体をリラックスさせる作用をもつと言われています。スギ材を使用した部屋で計算課題を行った実験では、ストレスの指標となる、だ液に含まれるアミラーゼの活性化が抑えられたという報告がされています。

《6》仕事の作業効率を上げる効果

無垢材※を内装に使った部屋では、非木材を内装に使った部屋よりも集中力が高く保たれることが分かっています。簡単な図形を瞬時に見分けるテスト（被験者の集中力を調べるために誤答率に着目）を行ったところ、無垢材の部屋では、非木材の部屋に比べて一般的に誤答率が低く、反応速度も速いという実験結果が得られています。

※無垢材：丸太から角材や板を直接必要な寸法に切り出した建材

《7》企業価値向上効果

木材を積極的に活用することにより、環境保全や地域産業への貢献につながり、他社の活動との差別化を図れます。企業等のブランド力アップ・理念のPR効果が期待出来ます。

県産材と主要な外材の樹種別性質

区 分	樹 種	心材の 耐久性	強 度 (N/mm ²)			曲げヤング 係数 (kN/mm ²)	用 途
			曲 げ	縦圧縮	せん断		
県産材	スギ	中	65	35	6.0	7.5	建築材（柱、板）合板・ その他木製品全般
外 材	スプルース	極 小	68	38	7.4	9.2	
県産材	ヒバ	大	75	40	7.5	9.0	建築材（柱、板、土台）合板・ その他木製品全般
県外産材	ヒノキ	大	75	40	7.5	9.0	
県産材	アカマツ	小	90	45	9.5	11.5	建築材 (横架材等強度を必要とする部材)
外 材	バイマツ	中	85	50	7.8	13.4	

青森県産材の主な樹種の特徴

スギ

青森県産材

青森県内全域に幅広く分布しています。耐久性に優れているので、湿度の高い日本の気候に適しています。

加工しやすいため構造材全般に使われます。スギは色合いが良いことや、肌触りが良いことなどから、内装材へも適しています。

- 用途：構造材（柱、梁、桁）、内装材、板材など
- 科：ヒノキ科スギ亜科
- 比重：0.38



ヒバ

青森県産材

主に津軽半島、下北半島に分布しています。ヒバはヒノキチオールという成分が含まれており、高い耐久性をもっています。

このため、腐朽やシロアリの被害を受けやすい土台部分や水回りへの使用に適しています。

強度も高く、柱材としても用いられます。また、見た目が白く美しいため、和室などの内装材へも適しています。

- 用途：構造材（柱、束、土台）、内装材、板材など
- 科：ヒノキ科ヒノキ亜科
- 比重：0.45



アカマツ

青森県産材

県南地域に多く生育し、「南部アカマツ」とも呼ばれています。耐久性はあまり高くありませんが、曲げ強度や曲げヤング係数が高いため、梁などの横架材への利用にとっても適しています。また、材質が重硬なため、床板・敷居などの内装材へも適しています。油分を多く含んだ、艶やかな木肌も魅力です。

- 用途：構造材（梁、桁、垂木、母屋）、内装材など
- 科：マツ科
- 比重：0.53



県産だからこそ。
県産材に魅了。

県内商業施設の事例とインタビュー

CASE STUDY

青森県産にこだわった野菜や 果物を使った菓子工房に相応う建物。

古民家カフェに合う建物。

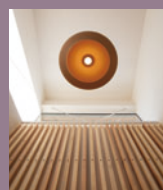
築70年の農家の古民家をモダンに改装した建物で、暖炉に当たりながらゆったりランチを食べることが出来る「農園カフェ日々木」。カゴ盛りランチが評判なこの古民家カフェは、南側にブルーベリー畑もあり、障害者就労支援としてジャムやお菓子、漬物などの製造加工も行っています。

の福井さんです。

平屋のL字の建物は、カエデの木を包むように建っていますが、この木は元からあった木。「このカエデの木は残しましょう」と福井さんが言った時に、立崎さんは福井さんへの全信頼が芽生えたそうです。真夏の工事中も職人さんが涼み休憩の場所になったのが、この大きなカエデの木でした。

そんな木を大切に作るエピソードからもわかるように、建物は木をふんだんに使いました。そもそも古民家の隣に建てるものなので、馴染むような木を使うのは必須。菓子工房や北側の床暖房の部屋などに無垢材は使えませんが、それ以外の大部分には県産材のスギとヒバが使われました。

建築工房零は、国産材を使うのが標準仕様。長年国産材を使ってきた福井さんは確固たる信念があります。木材を活用して作り出すものは建物だけではなく、その先にある心も身体も健やかな暮らし、と考えています。



SDGsの観点からも国産・県産木材を積極的に活用することは個人だけではなく、社会課題への解決へと繋がります。

大切なスタッフを癒してくれる空間。

立崎さんだけではなくスタッフたちも、仕上がりで大満足だそう。菓子工房は大きな窓がついており、スポットライトも配置され、外から見学できるようにになっています。

「青森県産にこだわって、野菜や果物を使った菓子作りをしています。誰か1人が欠けても、お店や商品作りが滞ります。そんな大切なスタッフにスポットを当てたいというのが、建てる上でのテーマでした」と立崎さん。



事務所となった部屋はスギの机や家具がしつらえてあります。様々な用途を想定したコミュニティスペースもあり、大きな窓からふんだんに太陽が入り、無垢のスギ材の床でボカボカしています。ここではきっと、皆がおおらかな気持ちでいられることでしょう。

施主 農園カフェ日々木

一般社団法人 日々木の森
青森県十和田市相坂高見147-89 TEL.0176-27-6626

代表 立崎 文江 様



県産材を使用した部分

《内装》
スギ(床・建具・家具)

《構造》
ヒバ(土台)・スギ(柱・梁)

《外装》
スギ(外壁)

健やかな暮らしを提供したい。

オーナーの立崎さんと2年に渡るキャッチボールが続けたのは、株式会社建築工房零



02

活用事例

内装に県産スギをふんだんに使い、
歴史ある煎餅店としての貫禄を演出。

施主 川越せんべい店

青森県上北郡おいらせ町下明堂30-11
TEL.0178-52-2878

五代目店主 川越 将弘 様



県産材を使用した部分 《内装》スギ(壁・天井・商品棚)

創業百五十年の重み。

おいらせ町の商店街の一角にある川越せんべい店は、さりげない佇まいでお店を構えていますが、実は南部地方で最古の南部煎餅のお店です。

入り口を開けると、ガラスの向こうには大きな煎餅焼きの石窯の機械が鎮座し、右手奥にはカウンターとショーケースがあります。約3坪という店内ながら、壁も天井も木で統一されたシックな店内に、ゆつたりとした気持ちに包まれます。内装で使われた木は全て県産スギ。煎餅と木の香りを感じながら、煎餅を選ぶ贅沢な時間を演出しています。



食文化を伝えるため。

創業百五十年という歴史を誇る川越せんべい店を背負うのは五代目となる川越将弘さん。川越さん曰く、南部煎餅の起源は縄文時代にまで遡るそう。やませが吹き、お米の収穫が見込めなかったこの地域で、連綿

と受け継いできた食文化が、たまたま明治時代になって「南部煎餅」と呼ばれるようになったのだとか。

文化人類学を大学院まで学び尽くした川越さんと話していると、百五十年が短く感じられてしまうくらい、長く広い視野で物事を見ているのが伝わってきます。川越さんは、百年後にもこの食文化が残るよう、国産の材料にこだわり、手こね手焼きで煎餅を作り続けています。

ブランド価値を
高めることに成功。

そんな川越さんが、店内の改装に踏み切ったのは、コロナがきっかけ。焼き場と売り場を隔てるものがなかったため、「衛生管理」さらには「ブランド価値を高める」ための店舗改装を目指しました。

依頼を受けた株式会社WAAでは、石窯の機械で店主が煎餅を焼いている姿が見えるようガラスを設け、内装に木を使うことを提案。当初は予算の関係で一部だけ木を使う予定でしたが、工務店が川越さんの

いとこだわったこともあり、工務店の善意で全て無垢の県産スギで仕上げることにしました。シンプルな食文化継承という川越さんのこだわりに合わせて、塗装もあえてしませんでした。

結果、「国産の材料」「手こね手焼き」というこだわりのびたりな店内改装が実現。川越さんとしても、お客様に良いものを届けているという自覚自負も強まり、長年の課題だった商品単価アップにもつなげることができました。

川越さんが伝えたい「近くの素材を使う」というシンプルでありながら力強いメッセージは、時々職場訪問で訪れるという地域の小学生たちにも伝わっていることでしょう。川越さんは「私自身もこの建物のように、「国産」にこだわって煎餅作りを続けています。地元の経済活性化のためにも、木も地元のものを使うことをオススメしたいですね」と語ってくれました。



文化財レベルの古民家再生に 県産材が役。

【施主】 大正昭和ロマン喫茶 段ノDe

青森県十和田市法量川口平49-1
TEL.0176-72-2061

代表 椿 千鶴 様



【県産材を使用した部分】

《内装》
スギ(壁・天井)

《構造》スギ(柱・下地材)
アカマツ(床材)・カラマツ(下地材)

《外装》
スギ(外壁)

生家を再生したい。

十和田から青森に山越えする道の途中、集落に入っていくと小高い丘の上に、威風堂々とした大きな古民家が立っています。何かの文化財ではないかと思うほど、圧巻の2階建ケヤキ作りの古民家は、2023年4月にオープンしたカフェ「大正昭和ロマン喫茶 段ノDe」。

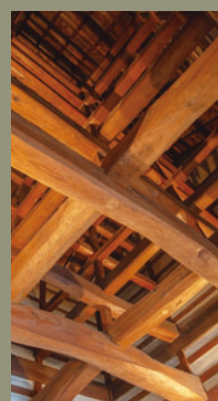


中に入ると吹き抜けの天井に、見事な梁が何重にもかけられています。「その梁にプランコをつけて遊びました」と楽しそうに語るのは、喫茶段ノDeのオーナーの椿さんです。

椿さんは八戸で40年続くスナックを経営していますが、コロナを機に、放置されていた生家の改装に着手しました。「生家を復活させたい」ということで、3年掛かりの難解なコロナ事業再構築補助金申請も乗り切れたのだそう。

県産材が当たり前の時代。

この地域は、十和田市の開拓に係る新渡戸家が稲生川に続く人工工を通すために掘った「幻の穴堰」に近く、その人夫たちで賑わったという歴史があります。八甲田山で遭難した雪中行軍の休憩所にもなったという歴史あるこの建物は、昭和2年に落成したものでした。



「この時代の建物は、大工さんが建物を建てる現地の山へ行き、東西南北を確認しながら木を選ぶという建て方。そうして建てられた建物の改装に、近隣の県産材を使うのは当然のこと。改装した部分が、古い部分になじみますからね」と語るのは、青森県古民家再生協会会員でもある大坊建設の大坊さん。

見事に再生した文化財級の古民家。

雨戸だった部分はガラスとサッシになり、玄関の高さも変更してバリアフリーの建物にアップグレードされました。放置され崩れそうになっていた建物が見事に再生し、古き

良き時代を伝える姿になりました。

お店を開業するためのリフォームでしたが、「一番は「両親に見せたかった」という椿さん。離れて住む「両親」にも大変喜ばれたそうです。



あまりにも素敵に仕上がったため、あつという間に有名になったカフェは、海外からの観光客も押しかけ、連日大賑わいだったとか。冬季はカフェを休業していますが、だんだんと余裕が出てきたら、もっと地域と密に連携して民泊プログラムなども実施してみたいのだとか。

「地元に住まわせてもらっている。だから恩返しをしたい」と話す、椿さんと大坊さん。県産材に囲まれた建物で過ごす、自然とそう思った思考になるのかもしれない。



有限会社 大坊建設 | 取締役 大坊 幸吉 様

●青森県三戸郡田子町大字田子字下田子69-4 TEL.0179-32-3580 ●E-mail : kouki299@leaf.ocn.ne.jp

04

活用事例

無垢の県産スギをあえて外壁に使い、
お店の顔として育てる。予約制の絵本屋さんとして
子育てを応援。

十和田市の中心部から少し南に位置する住宅地にある、絵本屋「絵本とサンポ」の節のある無垢のスギの外壁が目印です。



店内も木をふんだんに使った仕様で、さまざまな絵本の表紙を眺めることができ、お客様にあたたかく安らぐ時間を提供してくれます。子育てに追われている親たちに、少しでもホッとしてほしいという願いで2021年から始まったお店は、プライバシーを守るため「予約制」となっています。このお店を始めたのは、県外から移住してきた関口さんご夫妻です。

県外から移住して
開業する
心細さを包む。

子育て中の親たちが息できる空間をつくりたいと、株式会社WAAの渡部夫妻に同居の一部のリフォームをお願いしました。同じ移住組ということで公私共に交流を深めていった四人。最終的には四人にしかできない木と遊び心が溢れる形に仕上がりました。

アクセントになっている外壁の県産スギは、メンテナンスが必要だということも把握した上で使用することを決めました。大工さんがつくり始める前に、塗料を塗らせてもらったという関口夫妻。「その時は冬でしたので、木材のいくつかは凍っていました。同じ木材に見えて、一つひとつ違う。木が生きていると実感しました」と語ります。それは、二人のお店が誕生するための儀式だったのかもしれない。



その後、定期的なメンテナンスは二人で行っているそう。手間がかかる無垢材だからこそ、お店を育てているような気持ちになるのでしょう。「県産の木材を使うことで、県外から来て、新しいことにチャレンジする自分を守つてもらっているような気もしました」と関口さん。

商品開発をする中で
スギ林の健康度に気づく。

関口さんたちは、農業などにも乗り出し「日本ミツバチのはちみつ」や「紅茶」などの商品開発も始めています。

農業を始めて気づいたことがあるそうです。「近隣のスギ林に目を向けると、手入れされている林なのか、そうでない林なのか、すぐにわかります。単純に地元の経済を良くするだけではなく、身近な林を健康にするためにも、県産材をもっと使ってほしい」と関口さんは語ります。

渡部さんからは「県産材はもっと使いたいし、ニーズもあると思います。設計段階で使えるよう形や価格の情報を誰でもアクセスできるようにしてほしいですね」とも。

「お店に来る子どもたちの未来のために、大人は県内で良い循環を生み出す選択をしたいね」そんな共通の想いを再確認する関口さんと渡部さんでした。



「マデッコ」とは、南部地域の方言で「ていねいに」。 マデッコな建築で、あたたかな時間を。

施主

川村農園 マデッコハウス

青森県八戸市市川町南尻引15-4
TEL.090-5353-7374

川村 久美 様



県産材を使用した部分

《内装》アカマツ(床)
スギ(内壁・勾配天井)《構造》ケヤキ(大黒柱)・カラマツ(大引き・根太)
クリ(土台)・スギ(柱・母屋梁・桁・母屋)・アカマツ(梁)《外装》
スギ(外壁)

自然栽培の農園カフェに 合う「ていねい」な造り。

八戸市市川にある、自然栽培で野菜を育てている「農園カフェマデッコハウス」。「マデッコ」とは、南部地域の方言で「ていねいに」という意味。ていねいなサービスや商品だけでなく、木1本1本と向き合って建築を考える「大工舎」のていねいな思いも重なり、実に「マデッコな建物」になっています。



り過ごしているそうです。

このような構造のおかげで、将来的には、大黒柱と梁を利用してパーテーションをつかって部屋数を増やしたり、ロフトの延長に床をつくって二階をつくらりと、店の方針によって内装を一新することも可能になっています。

開業から7年経つてもなお、木の匂いで満たされている同店は、お客さんたちの日々の緊張が溶けだして、リラックスした空間になっています。床板にもアカマツを使用してお

り、使用していくなかでできた傷でさえも、ひとつの魅力にしてしまう木材の包容力は、まるで店主の川村さんのようです。

天然無垢材に こだわった建築。

川村さんは退職後、保育していた小屋を夫婦で解体し、新しくカフェを建てようと考えていたそうです。

昔から木や森といったナチュラルなものが好きで、これから建てるカフェにも無垢材を使いたかったという川村さん。その要望に応じてくれる施工会社を探して見つけたのが大工舎でした。

大工舎では、建材店から製材を買い付けるのではなく、自分たちで製材を行う工務店。だからこそ、川村さんの願いを叶えることができました。工務店の現在の作業トレンドは、いかに効率よく建てるかを重要視し

県産材満載の リラックス空間で、 ほっとひととき。

店内の中心にそびえ立つ硬質で頑丈なケヤキの大黒柱に、強度の高いアカマツの梁が交差し、天井を支えています。ロフトへとつながるはしこもあり、小さなお子さんはここで冒険を楽しんだり、横になりながらのんび



た作業方法が主流ですが、大工舎ではその真逆をいく方法で施工にあたっています。木材の特性をよく知り、選定や製材、乾燥などを自分たちで行うからこそ、時間はかかるものの、お客さんの要望に応えた無垢材を使用する建築が可能となっているのです。

また、川村さんは「県産材を100%使用する」と聞いた際、木材のフードマイレージだと感じたそうです。環境への関心も高い川村さん。木材の輸送にかかる環境負荷も軽減できることは、思いがけないメリットだったといいます。



大工舎 | 代表 平戸 憲行 様

●青森県三戸郡階上町大字道仏字泉田窪21-2 TEL.0178-87-3547 ●E-mail: daikusya@kcf.biglobe.ne.jp ●Web: https://www.daikusya.com



県産材を使用した部分

《内装・造作材》
ヒバ

《構造》
ヒバ(土台)・スギ(柱)

《外装》
ヒバ(外壁)

街にひらかれた、あたたかみのある パン屋さんを青森ヒバで表現。

年齢を問わず 入りやすいお店に。

八戸市の中心街に位置するブーランジェリータカは、小麦本来の味を楽しめる、ハード系のパンから、調理系や菓子パンまでを取り揃えた親しみやすいパン屋さんです。パン職人の才神さんと奥様の二人が、小さいながらも毎日できる範囲でおいしいパンを製造販売しています。そんな素朴な愛すべきお店だからこそ、木をふんだんに使ったあたたかみの感じられる建物となっています。

元々は八戸市南類家の人気店でしたが、貸店舗だったため、自分の理想のお店を建てたいと、2017年八戸市の中心街・番町に移転しました。才神夫婦の伴走者となったのは、檜屋木材店の四代目であり、1952HINOKIYA一級建築士事務所 柁澤さんです。

「質の良い風合いのある木をふんだんに使いたかった」という才神夫婦の依頼を受けて柁澤さんが設計・監理を担当しました。



防火地域で外装に 木を使う挑戦。

ブーランジェリータカの建物の最も特徴的な点は、コンクリート造りの建物に囲まれた街の一角で、県産材の天然ヒバを外壁全面にあしらっている点ではないでしょうか。温もりのある見た目は、街ゆく人たちをどこかホッとさせてくれます。



「この場所は防火地域なので、外装にヒバが使えるのか慎重に検討を重ねて設計しました。」と柁澤さん。建築基準法告示を読み込んでヒバを外壁に使用する方法を検討しました。また、理想の外観を実現するために、庇に照明を組みこんだり、雨どいが直接見えないように工夫するなど、壁面の細かい納まりを大事にしました。「木を使って柔らかい温かみのある雰囲気を出すという狙いは実現できたと思います」柁澤さんがそう語るように、お店には毎日学校帰りの学生や年配者など、幅広い客層が訪れています。

八戸中心街の 街づくりにも一役。

内装にも県産材がふんだんに使われています。土台のヒバや柱のスギは見えませんが、カウンターや窓枠、工場と売り場の境目に配置されたガラスに嵌め込まれた組子にもヒバが使われています。

「好きなものに囲まれていると自分も温かみを感じます。特に窓辺のヒバのカウンターは手触りが良いです。カウンター越しの風景を、いつも素敵だなと思います」と才神さん。外装は特にメンテナンスを必要とするものですが、年月を経て艶や趣が出てくるのを楽しみにしていると語ってくれました。

近くには八戸市美術館がオープンし、八戸中心部の都市計画は着々と進んでいます。県産材を使ったブーランジェリータカのような個性ある建物が、大企業が集まった画一的都市の風景とは違う、八戸市ならではの独自性に役かっています。県産材を使うことは、個性ある街づくりにも繋がっています。



県産材が体现した夫婦理想の生活スタイル。農のある暮らし。

施主

農家民宿・カフェ 音水小屋

青森県三戸郡五戸町倉石又重上工平16-2
TEL.090-2796-9974

佐藤 岳広・美穂子 様 夫妻



県産材を使用した部分

《内装》アカマツ(床)
スギ(壁・天井)《構造》カラマツ(根太)
フリ(土台)・スギ(柱・桁)《外装》
スギ(外壁)

移住して農を体験する 民宿・カフェを開始。

五戸町に孫ターンした佐藤夫妻は、結婚前から共通の夢がありました。岳広さんは「幼少期の長期休みの度に過ごした祖父の五戸町の家でいつか暮らしたい」。美穂子さんは「ボランティアや語学留学などで1年半過ごした、中国での農村暮らし」を夢見て、それぞれ東京の企業で働いていました。そんな二人が結婚し、夢を叶えるために岳広さんの祖父の家に引っ越してきたのが2016年。2019年には民宿を、2020年にはカフェをオープンしました。書道教室や農業もしながら、何足ものワラジを履いて奮闘しています。

音水小屋は岳広さんの祖父母が住んでいた母屋に併設された馬小屋でした。その小屋を、1階はカフェ、2階は民宿用2部屋にリフォームしています。担当したのは大工舎の平戸さん。平戸さんの建てたマデッコハウス(11ページ参照)を見て「目惚れし、お願いすることにしたのだそう」。

何回も活用できる 木材の魅力。

音水小屋の壁には明るい県産材のスギが、床にはヒノキ、階段の床板には小屋時代の床だったアカマツが使われています。柱や梁は一部が真つ黒な木材ですが、これは親戚の茅葺屋根の民家を取り壊した際にもらった木材なのだそう。真つ黒な木材は、民家から小屋へと再利用され、さらに今は音水小屋を支えています。「この木は手斧(ちやうな)削りがされているので、だいぶ古いものだと思います」と平戸さん。



県産材を林業会社から丸太で買い、小売業を通さないことで無駄のない家作りをモットーとする平戸さん。ログハウス関連の仕事でカナダにいた頃に見た、ダグラスファー(米マツ)が地平線が見えるまで伐採された景色が自身への戒めとなっているそう。「カナダの木は日本に輸入されるため大量に伐採されていました。その後青森にUターンして、使われていない人工林がいっぱいあるから、自分はこの木を使って家を建てたいと思いました」。

都会から来る 修学旅行生が喜ぶ木の家。

音水小屋には、関東圏からの修学旅行生たちが農業体験のために訪れます。問い合わせの段階から「木の家ですか?」と聞かれるほど、都市部の子どもは木に触れ合う機会が少ないのでしょう。

「子どもたちは、木の匂いがして落ち着く。食べ物も美味しいと本当に喜んでくれます。木の建物は自信を持ってお客様をお迎えできるのでおすすめです」と、胸を張る美穂子さん。夢に見た農のある暮らしを、実現しながら、お客様にも伝道する毎日です。



大工舎 | 代表 平戸 憲行 様

●青森県三戸郡階上町大字道仏山泉田窪21-2 TEL.0178-87-3547 ●E-mail: daikusya@kcf.biglobe.ne.jp ●Web: https://www.daikusya.com

08

活用事例

130年の歴史を物語る
看板になるような店構えを目指して。麴屋を建て替えるという
大きな挑戦。

森田麴味噌店は、創業1887年という歴史を持ち、秋田県大館市と八戸を結ぶ国道104号線沿いに位置しています。2015年に104号線の拡張工事の話が持ち上がったため、築70年ほどの木造の住居兼店舗を取り壊し、店舗を新築することになりました。

を数多く手掛け地元の木材を取扱っている松本工務店に建替えを依頼しました。経験豊富な松本工務店とはいえ、麴菌を相手にするのは初めてでした。土室はビニールで覆い、石垣で補強。なるべく麴菌にダメージを与えないよう、振動を最小限に抑えて古い建物を解体しました。また、麴菌の繁殖を妨ぐ納豆菌を繁殖させないために、スタッフは麴の期間に納豆を食べないよう厳戒態勢を敷きながら建替えを進めました。

「県産材を使う」ことは
「地元企業を活かす」こと。

「建てる前の目標だった。通る人の目を引く、看板となるような建物にする。は実現した」と森田さんは胸を張ります。「新規のお客様が増えました。通りかかった時に覚えていて、あとで買いに來てくれる人もいます」とも。

「地元の木を使えば地産地消で地元も潤いますし、自分も癒されてストレスがなくなります。最近では、都市部でも木造のビルディングが増えるなど、木材が見直されてきていると思います。ただ、大手企業は外材を使う場合がほとんどなので、ぜひ県産材を使うためにも、地元の企業を選んでほしいですね」と佐々木さん。

木材の持つ可能性が目される今こそ、県産材を有効に使うことが、ローカルビジネスの発展につながるのかもしれない。

施主 森田麴・味噌店

青森県三戸郡南部町大字苫米地下宿21
TEL.0178-84-2643

森田 幸子 様



県産材を使用した部分

《内装》

スギ(和室柱・長押類)

《構造》

ヒバ(土台)・スギ(柱)

《外装》

スギ(化粧垂木・窓格子)

店舗の地下には伝統的な麴つくりに必要な土室があり、工事などで麴菌を死滅させれば、麴屋の商売が存続できません。「道路拡張の話がなければ、建て替えなど考えていませんでした」と森田さん。建替え前から付き合いがあり、神社仏閣

麴や味噌を作る伝統的な
道具をブラッシュアップ。

出来上がった店舗は、道路に接する部分に店頭幕を配置し、まるで時代劇から抜け出したかのような蔵造りの建物となりました。お店に入ると、麴の甘い香りに包まれます。正面奥には座敷があり、床の間の飾りが来客をもてなします。落とし掛けや店内の梁には、解体した建物から再利用したアカマツが使われました。

店に入って右側には作業場があり、そこで使う伝統的道具たちも県産材のスギで新しく作られました。米を蒸す巨大な蒸籠や、蒸した米を冷ますための舟と呼ばれる道具、そ



木を生業とする会社の事務所を 県産材のオールスターが盛り上げる。



長いスパンで利益を生み出す林業という仕事。

県産材の博物館のような内装が魅力。

一度人間の手が入った山は、伐採と植栽を繰り返して整備し続ける必要があります。下久保林業は、戦後に荒廃した十和田近隣の山に、林道などを整備し、薪や炭などを販売する会社から出発しました。2023年11月には、青森県の林業のトップランナー的存在として、「日本農林漁業振興会会長賞」を受賞

ヒバのカウンターの下部から左右手前にはカラフルな木の壁が広がっています。この木は塗装したものではなく、8種類の天然木を並べたもの。

赤色のアサダやサクラの木。茶色のグラデーションは、エンジュ、イチイ、アカマツ、キハダ、クリ。黒っぽいタモかケヤキの木は、長い間、地中に埋もれ化石のように変化した神代木（じんだいぼく）と呼ばれる木。

事務所の建設に使われた9割の木材は下久保林業の倉庫に眠っていたもの。80歳を迎えたという代表取締役の眞信さんは、どの木についてもストーリーを語ってくれます。

「この打ち合わせ用の机は、奥入瀬渓流のアサダの倒木だよ」。今は持ち出すことすら叶わない奥入瀬

流の木が、国立公園になる前に電力会社から撤去を頼まれた幸運で手に入り、倉庫で長い間出番を待っていたのだそう。

林業屋のように長い目で見た建物作りを。

木のつひとつに確かに刻まれた下久保林業の歴史が、贅沢に事務所を彩っています。

県産材を使用した部分

《内装》
多種（腰カベ）

《構造》
ヒバ（土台・化粧柱・大引）・スギ（柱・下地材）・アカマツ（梁）



しました。そんな会社の勢いを象徴するように、新しい事務所が、2023年4月に竣工しました。

事務所の入り口を開けると、ヒバの香りに包まれます。40年以上前に下北から買ったという円柱加工されたヒバが6本、社員デスクの間に立ち、厚さ10cm以上はあるヒバのカウンターが迎えます。紛れもなく林業の会社に来たのだと実感させてくれます。



事務所の設計施工を担当したのは、かつては製材所を営んでいた眞信さんの親戚が創業した三沢に本社を持つサンロク。創業者同士からのお付き合いの2社だからこそ、県産材についても忌憚なく語ってくれました。「建築資材の値上がりが続く中、木材は唯一値下り傾向です。新築住宅に占める木材のコストは12%前後です。県産材は高いというイメージを持つ方もいますが、使ったメリットもあります」と附田さん。下久保専務は「地元の木にはシロアリが出なくて、外材から出てくると言う大工さんは多いです。長く住むなら県産材が良しじゃないかな。もう少しすると、80〜100年経った木が出てくる時期なのでおすすめしたいです」と語ってくれました。



10

活用事例

施主と施工者の信頼関係が つくった海辺の定食屋さん。



県産材を使用した部分

《内装》

スギ(壁・天井)

《構造》

ヒバ(土台)・スギ(柱)

《外装》

スギ(外壁)

海が見える 海鮮定食屋さん。

八戸市鮫町に店をかまえる海鮮亭東海。海鮮丼や磯ラーメン、刺身や焼き魚などの海鮮料理が楽しめる定食屋さんです。店内の大きな窓からは雄大な太平洋を望むことができ、東海に来るだけで八戸の魅力を堪能することが出来ます。なかでも県産のスギ材を使用した組子細工の美しさは圧倒的。組子の模様がすべて異なるこだわりの設えです。大平社長のお気に入りには、個室の襖と天井。こだわりの組子細工に囲まれた個室は、高貴な雰囲気が出ており、大切な時間を過ごすにはうってつけです。

建物目当てで県外から来られる方も多くいるようで、ほとんどの方が店内の写真を



信頼関係ゆえの 「おまかせ」設計。

東海の建物には県産スギがふんだんに使われています。大平社長は、最初から鉄骨で建てるという選択はなかったといいます。それは、木の質感を全面に出すイメージが明確にあったからでした。大平社長はほとんど「おまかせ」で東海の設計をお願いしたのですが、建設中にアイデアやイメージをよく共有されていたそうです。

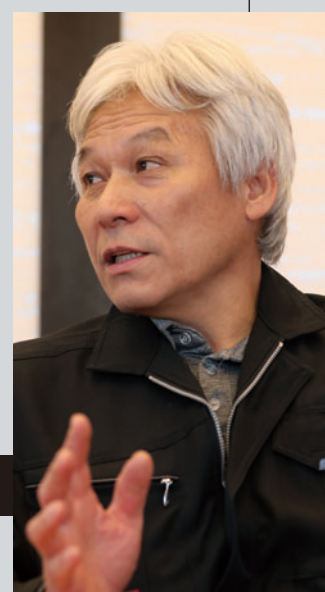
店内のいくつかの設計には、大平社長が考案したデザインもあるのだそう。例えば、個室の天井や店内の間接照明。天井には組子細工がガラス越しに見え、間接照明は店内上部の長押し青いライトが設置されており、壁面にあたる青い光が空間を照らしています。大平社長が考案したアイデアは、大平社長が今までで発想したことのないものであり、驚きの連続だったといいます。大平社長は、「施工者と積極的にコミュニケーションを取り、自分の希望をしっかりと伝えることが重要だ」と感じていたそうです。大平社長も「大平社長が熱量を持って伝えてくれたからこそ、できないで終わらせたくなくなっ



た」と話します。施主側も施工者側も、同じ立ち位置で意見を出し合っていくことで、最高の建物が生まれるというところを、完成した建物が物語っていました。

あなたの依頼で 大工の技術が継承。

お二人と話していると、実は大工さんを育てるのは依頼側なのかもしれないと感じました。県産材を使用するには、時間やお金が多くかかる場合がほとんどですが、県産材を使用する依頼がないことは、大工の技術が継承されることも進化することもないでしょう。その継承と進化を引き出すのは、ある意味依頼側の無茶ぶりなのかもしれません。



下北の自然を感じて学ぶ、 地元愛を育むキャンパスに。

施主

むつ市 企画政策部 企画調整課 青森県むつ市中央一丁目8番1号
TEL.0175-22-1111

施設利用者

青森大学 むつキャンパス

青森県むつ市金谷1-10-1 下北文化会館 2F
TEL.0175-31-0044

事務局長 櫻井 直喜 様



県産材を使用した部分

《内装》

ヒバ（壁・天井）

《下地材》

スギ（胴縁）

《造作》

アカマツ（額縁）・ヒバ（格子・サイン）

市民にも愛される
新しいキャンパス。

2022年4月に開校した「青森大学
むつキャンパス（以下むつキャンパス）」は総合
経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部の
3つの学部からなる、下北地方で初めての
4年制大学です。



むつキャンパスは1985年に建てられた
下北文化会館の2階部分を改修して設置
されました。階段を上がった先のホールに立
ち入ると一気に空間が開け、ヒバのやさしい香
りに包まれます。ヒバの板材を張り巡らせ

県産材の使い方 空間の雰囲気を変える。

むつキャンパスの開校以前は下北地方には
大学がなく、進学するためには地元を離れ
る必要がありました。下北に大学ができる
ことはむつ市の悲願だったのです。

「長年待ちわびた下北地方での大学開
講、自然が豊かな下北らしいキャンパスで大
学生生活を送って欲しい」というのが、むつ市側
の思いでした。そのオーダーを受けた株式
会社八洲建築設計事務所は、これまでも
県産材を用いた公共施設や学校などを手
掛けてきた会社です。下北の名産であるヒ
バを随所に用いながら、教室や空間同士の隔
たりをなるべく減らすためにガラスパーテ
ションを採用入れ、窓の光が廊下まで届くつ
くりになっています。また、むやみに木を多
用するのではなく、壁や窓枠など人の視線



が向きやすい箇所に効果的に木を用いて、木
がより目立つような視覚を生んでいます。そ
れまではコンクリート建築らしい重厚な雰
囲気だった下北文化会館の内観が、木の温
かさを感じながら落ち着ける場所に生まれ
変わりました。

地元愛が芽生える 場所であってほしい。

「学生達はもちろん、オープンキャンパス
に参加した生徒・保護者、来学される一般の
方々も喜んでくれます。青森市や東京のキ
ャンパスから来る先生方も空間の素晴らし
さに驚かされ、むつキャンパスで講義を行うこ
とが楽しみだと言ってくれますよ。素敵なキ
ャンパスを御用意下さったむつ市に感謝して
います。」とむつキャンパス事務局長の櫻井直
喜さんは話します。

実はむつ市内の公共施設で県産材を全面
に押し出した建築物は、むつキャンパスが初
めてなんだとか。ヒバは青森が世界に誇る木
材です。地元の木に囲まれながら学生生活
を過ごした経験が、故郷の良さを再認識す
るきっかけになるのかもしれない。



12

活用事例

事務所から会社のことが分かる。
県産材100%使用のこだわり。七戸町で40年以上続く
畜産会社。なぜ県産材にこだわった
事務所にしたのか。

設計し、内装の壁は一枚一枚どのように貼るか相談し、細部に至るまで木を中心に考えた事務所となりました。

会社の考え方が
伝わる事務所。

新しい事務所には、お客さんをおもてなす貴賓室を作りました。金子会長が持っていた木材でつくった一枚板のカウンターテーブルを設置し、壁や扉には県産ヒバを贅沢に使用。以前の商談では、実際に自社で生産した肉を食べてもらうような場所がなかったという課題がありました。阿見さんは「木に囲まれた部屋の雰囲気は肉の価値を引き上げる。海外のバイヤーが試食した際はとても喜んでいました」と話します。

「普通の事務所を作るより、約3倍も手間をかけています」と苦笑する田中さん。木材選びにも時間をかけ、節を活用したり、壁材や床材で使い分けたりと大工の技術を披露する場にもなり、施主の細かな注文や思いに応え、大工の心意気や技術が活かされた事務所となりました。だからこそ他にはない、地元のものへのこだわりが事務所から伝わってくるように思えます。

七戸町で肥育牧場を経営する金子ファーム。牧場内でジェラート店やレストランを営業するほか、明治時代に建てられた厩舎を観光資源として再活用するなど、六次産業化や循環型畜産といったさまざまな取り組みに力を入れています。家族経営から始まり、40年間で160人が働くという規模に会社は成長しました。地方の牧畜経営のモデルケースとして多数の受賞歴もあり、県内外から商談や視察に訪れる業者も少なくありません。

2022年に金子春雄会長の自宅にあった事務所を、七戸町の市街へ移転新設しました。理由は手狭になったことや、金子会長の自宅を事務所としておくことには限界があったこと。完成した事務所は100%県産木材を使い、施主の思いを形にした施工者の仕事ぶりがありました。



事務所の新設にあたっては、金子会長から1本のクロマツを託されました。梁に使ってほしいとお願いされたクロマツは、事務所のエントランスから入った吹き抜けにある一番目立つ梁に使われています。当初は梁を隠す予定もありましたが、県産木材をふんだんに使うのであれば、見せる方が良いと田中さんは判断。無垢材の歪みも活かすように



施主 有限会社 金子ファーム事務所

青森県上北郡七戸町荒熊内150-2
TEL.0176-62-6393

常務取締役 阿見 年典 様



県産材を使用した部分

《内装》

ヒバ・アカマツ

《構造》ヒバ(土台・柱・下地材)
桁・母屋・梁(アカマツ・クロマツ)《外装》
アカマツ

有限会社 田中工務店 代表取締役 田中 貴司 様

●青森県上北郡野地町字寺ノ沢48 TEL.0175-64-2445 ●E-mail: tanaka-rmt3@outlook.jp

県産にこだわる訳。
県産材の魅力。



地方独立行政法人
青森県産業技術センター林業研究所
Fumiaki Uwano



NPO法人
あおもりの木で地域を支える伝統と技術の会
Shigenori Oyama

県内エキスパートへのインタビュー

E X P E R T

一般社団法人 青森県建築士事務所協会
Akira Kato



株式会社 八洲建築設計事務所
Katsuhito Shindo



齋藤木材株式会社
Wataru Saito



EXPERT

県産材は事前リサーチが肝心。 データ活用や強度試験で適材適所の見極めを。

地方独立行政法人
青森県産業技術センター林業研究所

森林資源部
総括研究管理員 上野 文明 さん
Fumaki Uraano

●青森県津軽郡平内町大字小寺新道46-95 TEL.017-755-3257
●E-mail: nou.ringyou@aomori-ic.or.jp

PROFILE

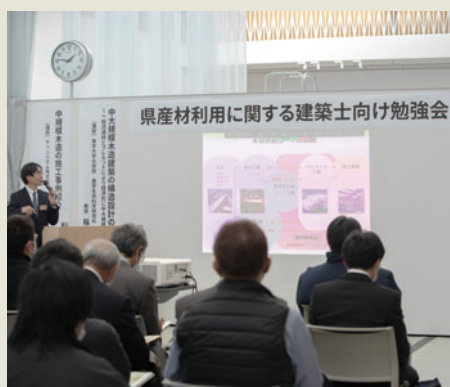
- 平成5年青森県庁入庁し、主に林業分野の業務に従事。
- 平成27年に青森県産業技術センター林業研究所に入り、以降、木材利用の研究に従事。
- 研究成果として「公共建築部材製造方法の手引き」や「青森県産木材強度試験データ集」を作成。



林業研究所の役割と 行っていること。

森林は、木材を生産する役割のほか、水源の保全や災害の防止、生物多様性の維持などの役割も担っています。

青森県産業技術センター林業研究所では、そういった機能を発揮する森づくりや、林産物としての木材やきのこなどの生産、利用に関する試験、研究、技術指導などを行っています。



適材適所を見極め 県産材を活用する。

教育施設や福祉施設、店舗、事務所などの建設には、ぜひ県産材を取り入れていただきたいのですが、種類豊富な県産材

は、適材適所で考えると利用しやすいと思います。

例えば、スギは適度な強度があるので、柱をはじめ各種部材に使うことができます。

曲げの力がかかる梁や桁には、アカマツやカラマツが利用できます。腐朽に強いヒバは土台に使うことができます。もし木造にすることが難しいのであれば、内装に木材を取り入れてみることをお勧めします。

木材には生理的リラククス効果をもたらすことが科学的に分かっていますので、天井や壁の一部に木材を活用することで癒し効果を得ることができます。

また、吸放湿作用を持つ無垢材を内装に用いると、室内の湿度調節に効果があります。

県産材は、特徴を理解して適材適所に活用することで、快適な環境づくりの一助を担ってくれるのです。

県産材の利用は 業者との協力が大切。

県産材をこだわって使用したいと考えているのであれば、工務店あるいは設計事務所に通えることが重要です。

そうすることで、県産材製品を探してもらうことができます。

工務店や設計事務所は、木材販売店に相談したり、製材所や木工所の情報を元にしたりしながら、利用できる県産材製品を調達します。

県産材の調達には、乾燥や加工に時間がかかる場合がありますので、ある程度余裕のあるスケジュールで計画していくことが望ましいと思います。



木材選びに悩んだら 林業研究所に相談を。

林業研究所は、県産材の特性に関する情報を持っていますので、建築で県産材を利用する際の技術的な相談に対応できます。特に、柱や梁などの建築部材の強度試験を行うことができ、材料の検討や検査に活用できます。

公共建築物への県産材供給にあたって、製材工場と一緒に部材の強度を確認して供給したこともあります。強度試験のデータを持っていますので、民間建築においても参考になると思います。樹種の特性、強度と乾燥、防火や防蟻、加工技術など、分からないことがあれば、まずは御相談いただければと思います。

木はその土地を語るもの。 「地域らしさ」をつくり方で魅せる。

株式会社 八洲建築設計事務所

専務取締役 進藤 勝人 さん

Katsuhito Shinno

●青森県青森市松原3-14-13 TEL.017-723-6006

●E-mail: kshaku@ashima-ae.com

PROFILE

- 1960年 青森県生まれ
- 1982年 東海大学工学部建築学科卒業
同年 八洲建築設計事務所入社
- 2014年 公社 日本建築家協会 青森地域会長
- 現在 (公社) 日本建築家協会 東北支部長



木を知ってから 建物を考える。

創業58年の歴史の中で、平川市庁舎や南部町役場、八戸市立南郷図書館や青森幼稚園などの公共施設や教育施設等を手掛けてきました。私達が大切にしているのは「地域材を用いたデザイン」を提案すること。例えば南部地方の建築物であれば南部アカマツ、津軽・下北地方では名産の青森ヒバといったように、地域と木の関係を建築に反映させています。

各地域それぞれに風土を象徴する木がありますので、その土地らしさを感じる材料を探すところから我々の仕事は始まります。中でも印象に残っているのは、2004年に竣工したむつ市川内庁舎の建築ですね。「地元の木を多く使いたい」という要望に応えるため、建設予定地に自生する木を調べ、地元で馴染み深いとされる木についても調査しました。

そこで見つけたのがセン（ハリギリ）という木です。これは建材としてはあまり一般的ではないものの、地元の製材所と相談をしながら床材として活用することになりました。我々もこの時に初めてセンを使ったんですが、ヒバに似た美しい木目で硬さもある良い木です。他にも周辺に生えていたアカマツ、クリ、マカバも使いましたね。県産材といえばヒバやアカマツを想像しますが、地域に眠る材料を発掘して使うというの

は、建築物にストーリーをもたらし、くれる大事なポイントではないでしょうか。



●青森大学むつキャンパス

技で限りある資源を カバーする。

前述のむつ市川内庁舎のような材料との嬉しい出会いがある一方で、近年はヒバを筆頭に欲しくても材料が手に入りづらい場合もあります。2022年に下北文化会館の二階部分の改修して、青森大学むつキャンパス（18ページ参照）をつくりあげた時は、「限られた資源を工夫で魅せる」というのが、テーマでした。下北といえばヒバなので必ず使いたいと考えていました。技を発揮できたと思えるのが、コミュニティラウンジや階段空間に設えたヒバの格子です。一見すると単なる角材のようですが、芯材にはアカマツ集成材を使用し、目に

く部分のみヒバの板材を張り合わせて、ヒバを多く使っているように見える工夫をしました。通常はソリを防ぐために両端をビスで止めたくなるところを、隠し釘などの技術を活かして木を美しく魅せています。長い時間をかけて自然乾燥させた木材に比べ、強制乾燥させた木材は、どうしてもソリが出やすくなるのですが、諸々の問題で使わないわけにはいきません。それに加え、木が木材として利用できる大きさに育つまで何十年もかかりますから、昔と違ってつくりたいときに材料が手に入る状況ではないのです。いい材料を見つけたのはまさに巡り合わせ。貴重な県産材を有効的に採り入れるためにも、材料に合わせたデザインを提案することが現代では重要になっているのです。人の集う施設に県産材を用いることが、地域愛が芽生えるきっかけになると信じています。



●南部町役場

大工の思いが地域を発展させる 知識を深め、魅力を技術で伝えていく。

おもてなしの精神に
あふれる数寄屋造り。

大山建工が手がける県産材を使用した
一般住宅の完成見学会にて

こちらの住宅は、簡素ながら繊細で美しいといわれる日本の伝統的な建築様式「数寄屋造り」を取り入れたつくりになっています。



住宅は居心地の良さだけでなく、おもてなしの精神も重んじるべきです。この建物も、日本ならではのおもてなし精神を表現するため、小さなところに気を配りました。例えば数居に使われているケヤキ。ケヤキの木目は荒々しい感じがするので力強く見え、相手を威嚇してしまうので、あえて視界に入らない数居に程よく採り入れました。ほかにも、トイレの天井の木目は、

NPO法人あおりの木で地域を支える伝統と技術の会

会長 大山 重則 さん

Shigenori Oyama

●青森県八戸市金河原木字刈田 1-1 TEL0178-21-3055
●E-mail: sounnuka@ooyamanoe.jp

PROFILE

- 1953年 青森県三戸郡五戸町に生まれる。
- 1968年 型枠大工の弟子入り(関東方面へ出稼ぎ)
- 1970年 宮城の型入り(宮城で大工技術の修業を志す)
- 1974年 21歳から北海道・開拓方面へ出稼ぎ
- 1979年 株式会社大山建工設立(代表取締役へ就任)
- 1981年 2級建築士取得(設計事務所として登録)
- 1984年 京都伝統建築技術協会加盟
- 2009年 五戸地方建設業協会 会長(就任)
- 2011年 NPO法人あおりの木で地域を支える伝統と技術の会設立
- 2016年 株式会社八戸市青森県建設業協会 八戸支部副支部長(就任)

トイレから出る時に美しく見えるように向きを整えたり、柱や屋根部分も丸みを持たせてやわらかく見えるよう工夫しました。来客まで心地よく過ごせるような空間にするため、奥ゆかしい細かな工夫を重ねました。

地域に貢献するための NPO法人。

私は生涯を大工業に捧げてきました。仕事をしていくなかで、青森県は木材の品質が良く、仕入れる環境にも恵まれていることに気がつきました。地域があつてこそ我々が成り立っているのなら、地域の発展なくしては我々の発展もありえません。その考えがよぎったとき、営利目的メインの大山建工だけではダメだと考えました。今までもボランティアとして県外から専門家を招いた講演会などのイベントを実施しておりましたが、本格的に事業として実施していくことを決意し、NPO法人あおりの木で地域を支える伝統と技術の会を立ち上げました。

県産材の発展は 大工の技術向上がカギ。

県産材をこたわって使うのであれば、特注になるパターンがほとんどなので、それに

対応できる大工の技術が肝になります。昨今では、現場での時間とコストの削減のために、プレカット材を使用することが増えました。確かに効率よく作業ができるようになりましたが、一方で大工の基本道具であるノミやカンナを使うことができない職人が増えているように思います。大工の技術が向上していかないと、地域の発展も難しくなってしまうのではないのでしょうか。

そこで私は、NPO法人でおこなうPR活動のターゲット主体を、施主(お客さん)だけでなく、工務店や設計士などの同業者に定めました。彼らが県産材の特徴や利点、魅力を深く理解することができれば、施主に対して県産材の活用を積極的に提案できるようになると信じているからです。今回の完成住宅見学会もその一環です。見学される同業者の方には、ただ驚くだけではなく、県産材の良さをしっかり学んでももらいたいと思っています。今後NPO法人を通じて、自分が学んできたことを県内に広げていきたいです。

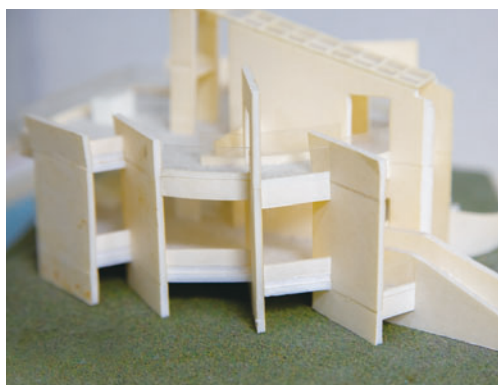


憧れの県産木材をもっと身近に 木材の活用が青森県の文化を育む



木を使う 素晴らしさと難しさ

2021年から「あおもり産木材活用建築コンテスト」の審査委員長を務めております。このコンテストは県産木材を採り入れた建築物の事例を紹介して、県産木材の地産地消を図る取り組みの一環で、2009年から始まりました。新築住宅、リフォームと、店舗など非住宅の3つの部門を審査するのですが、皆さんの工夫には関心させられます。アカマツを大胆に使った太鼓梁が印象的なお宅や、屋外での出店を意識した組み立て式の木製テントブースなど、施主や建築士がいかに関産木材を愛しているかが伝わる作品ばかりです。



しかし、ここで審査する家や施設の事例を気軽にとり入れられるかとなると、残念ながら現状では難しい面もあります。それは単純に価格の問題です。潜在的に木が好きで県産木材に憧れを抱く施主は多いのですが、一般的な建材に比べると高いので「木張りの壁にしたいけどクロスで我慢する」となるパターンは多く、青森県の新築住宅における県産木材使用率は1割を切っています。

**使いたい人が
使えるように**

県産木材の主たる木材はヒバ、アカマツ、カラマツ、スギです。私はカラマツが好きでして、経年するとい色になります。県産材を使う場合、構造材や内外装材に用いる方法と、建物の一部に仕上げ材として採り入れる2通りに分かれます。おそろく入門に適したのは後者で、パーテーションや本棚に採り入れる方法や、室内の腰板を県産材にするなど、部分的な使い方はアイデア次第で無限に広がります。

ただ、ここでもネックになるのは価格で、一部に使うとしても特注になってしまふ。一般建材のようにパネル化して組み合わせられる部材や、そのまま貼り付けができる木板の壁紙のような商品を開発すれば、県産木材を諦めてきた人たちに喜ばれるのではないだろうか。業界としては木を大量に使わないと商売にならないことは良

くわかりますが、林業者や製材所が手を組み、供給体制を構築することで徐々に価格も安定し、県産材活用の裾野が広がっていくと思います。

**本物志向が
県産木材を支える**

私も長くこの業界にいますが、近年は若い世代に好きなのを追求する方が増えてきました。自分の好みを理解していて、価値あるものに出し惜しみをしません。好きな空間をつくりたいという思いに県産木材が寄り添って行ければと思います。おそらく今後の県産材のターゲットは若い方々で、だからこそ前述のような商品や仕組みがあれば、取っ掛かりが増えると思います。若い人たちの中で県産材利用が流行れば、そこに文化が生まれます。私はその部分にすごく期待しています。

木は珪藻土の壁や帆立貝の塗り壁にも良く合いますし、鉄などの異質な素材にも馴染みが良いです。加工もしやすく、アレレギーになる方も少ないので身体にも優しく、足に触れていても気持ちいい素晴らしい材料です。造る側も木の魅力を最大限に活かしたいと思っていますので、県産木材を扱う時は気持ちの入り具合も高まります。青森には沢山の木がありますので、どんどん利用を促して県産木材をPRしていきたいですね。

一般社団法人 青森県建築士事務所協会

会長 加藤 彰 さん

Akira Kato

あおもり産木材活用建築コンテスト審査委員長

●青森県青森市自由ヶ丘1-12-17 TEL.017-744-1888

●E-mail: info@katoh-sekkei.co.jp

PROFILE

- 東京電機大学工学部建築学科卒
- (株)東京建築研究所入社
- (株)カトー建築設計事務所開設
- 一級建築士・構造設計一級建築士・構造計算適合性判定員
- JIA登録建築家・APEC Engineer・APEC Architect

EXPERT

青森ヒバの専門店が伝える
ヒバの魅力と県産材のこれから。

齋藤木材株式会社

代表取締役社長

齋藤

渉さん

Wataru Saito

●青森県青森市沖館3-10-1 TEL:017-781-1148
●E-mail: info@saitoh-mokuzai.com

PROFILE

- 東京理科大学 建築学科卒業
- 齋藤木材株式会社 入社
- 青森県森林審議会 会長
- 青森県木材利用推進協議会 会長

古来から信頼されて
きた青森ヒバ。

1889年に創業した我社で青森ヒバ（以下ヒバ）を専門的に扱うようになったのは、1940年頃です。それまでは手割杭（てわりまき）という屋根の部材などをヒバにこだわらずにつくっていましたが、戦後復興により線路工事の需要が増え、ヒバ製の枕木をつくるようになりました。



ヒバの耐久性は古くから認知されており、青森の産物として北前船でも運ばれていました。そのため西日本の寺院や、岩手県にある中尊寺金色堂にもヒバが使われています。ちなみに当時は南部藩が切り出して輸出したヒバであったため、「南部ヒノキ」と呼ばれていたそうです。

私が入社した当時は石川県金沢市を筆頭に、山形・福井県までの地域を中心に和室の材料として材木を卸していました。今でもヒバの行き先の7割は県外です。土台や柱といった建材のほかに最近では皿などの小物の材料としての需要も高まっています。これは私自身の話にはなりませんが、前職で社寺設計に携わった繋がりを活かして、今でも全国の寺や神社にヒバを使ってもらっています。青森に住んでいると身近すぎて自覚しづらいですが、県外の人からするとヒバは憧れの木なんですよ。

いい木はゆつくり育つ。

耐久性、耐湿性、シロアリに強いというのがヒバの特徴で、材木としてトップクラスの实力を持っています。

しかし、ヒバは成長し大木になるまでには時間がかかります。幼木の頃は1m伸びるまでは日陰でなければならず、それを越すとたっぷりの日光を欲するようになり、日向でないと育たなくなります。一方で最適すぎる環境で順調に育ったヒバは100年になる前に漏脂病等にかかったりして、死んでしまいます。雪で折れた枝の隙間から差し込んだ光により、森の中で周辺の幼木の成長が再び始まります。原生林的に自然淘汰される厳しい環境が青森ヒバには重要なのです。我々が今、伐採させて頂いている160年〜250年生

知識と良さを
伝えることが役目。

の大木は全てこの過程を経た天然木で、現在の蓄積量を減らすことのないように、計画的に伐採されています。

大半の木材は、木材産業の非常に早いサイクルの中に組み込まれてしまっているような気がします。この国内唯一の天然木「青森ヒバ」だけは、自然の流れの中でゆつくり育ててあげたいですね。

我社はヒバに対しては相当なプライドを持っていて、材木屋である以上、設計士よりも木材について詳しくなければいけないと思っています。例えばヒバの年輪を見ると小さな穴が空いていることがあります。ヒノキなどの木は小さな穴から腐りが全体に広がるので、大工さん達には欠点に思われがちですが、ヒバの場合は腐りを止めるほどの抗菌力があるので多少の穴は問題がないんです。

強引に地元の木を使えと謳っても、思入れがなければ意味がありません。建材でも雑貨でも森林のことでも、きっかけは何でもいいので木に関心をもってもらうことが大切。我々のような業者がヒバのことをしっかり伝え、木への愛情を育む仕事をしなければならぬと思っています。なぜなら、県産材を誇ることができるのは青森県民しかできない特権なのですから。

県産材を利用するには

県産材利用に役立つ様々な資料や情報などを掲載。

県産材利用の留意点

県産材の利用を考える際は下記に留意し計画してください。

1

木造・木質化の
メリットを考える

- ◆利用者の心身に働きかける様々な効果
- ◆地球環境にやさしく、地域経済の活性化に寄与
- ◆工事費、工期、税制上のメリット（短い減価償却期間）

2

木材の調達を考える

- ◆地域で供給可能な木材の情報（種類、寸法、数量、納期）
- ◆調達ルート
製材所・プレカット工場・材木店 など

3

構法（架構タイプ）や
空間デザインを考える

- ◆構造設計、意匠設計の検討
- ◆調達可能な木材でどのような設計ができるか

木材利用に向けた建築計画

法的なチェック

規模や敷地

- ▶用途
- ▶規模（階数、面積）

防火規制

- ▶無指定
- ▶準防火地域
- ▶防火地域

連携体制づくり

木材調達

- ▶森林組合
- ▶製材所
- ▶県木協 等

建築計画

- ▶建築士事務所協会
- ▶建築士会 等

構法等の検討

木材の確保

- ▶県産材の確保が可能か
- ▶一般流通材の品質・規格

構法の選定

- ▶木造
- ▶混構造
- ▶認定工法
- ▶内装木質化

コストの検討

コストの考え方

- ▶本体、基礎工事、維持管理のほか、環境性能など総合的な検討

コストの検討

- ▶木造として、コストを予算範囲に納めるための検討

建築物の木造・木質化の建築計画

主な木質材料（県産材利用の候補となるもの）

製材

- 丸太（原木）を切削加工したもの。
- 強度等の特性は、樹種による違いのほか、産地個体の差、どの部分から製材したか（木取り）による違いがある。

集成材

- 鋸挽きされた板状の製材（ラミナ）を繊維方向が平行になるように積層接着したもの。
- 積層や縦継ぎにより、大断面、長尺のサイズを製造可能。
- ラミナの品質区分により、要求性能に併せた品質の集成材を製造可能。

LVL（単板積層材）

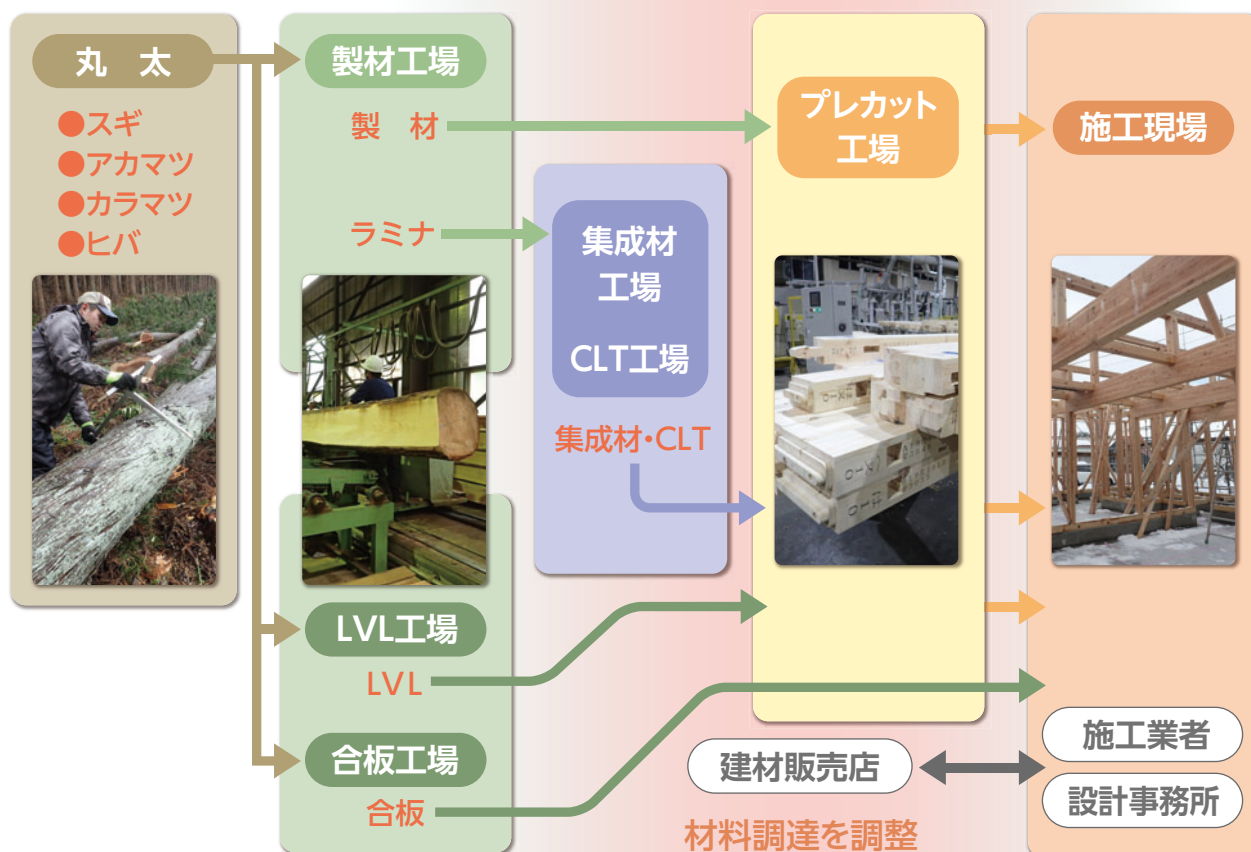
- 丸太をカツラ剥きにした単板を複数枚、繊維方向が平行になるように積層接着したもの。
- 単板の品質を評価・選別することで、要求性能に見合った品質のLVLを製造可能。

CLT（直交集成板）

- ラミナを横に並べた層を軸方向に直交させながら積層接着したもの。
- 大判のCLTで壁等を構成するCLTパネル工法が可能。

木材供給ルート

県産材は、主に製材工場、LVL工場、合板工場で加工され、建材販売店やプレカット工場を経て施工現場へ納品されることが多くなっています。なお、県産材を取り扱っている製材工場や建材販売店等からの調達に期間を要することもあるので、計画段階から調達先、時期、調達方法等について検討する必要があります。



県産材の利用に向けて

■県産材の利用においては、取扱業者を確認の上、設計事務所・施工業者と情報共有しましょう。

県産材取扱業者についてはP29ページで紹介の

「青森県製材品展示商談サイト」、「県産材ウェブカタログあおもりの木～青森県産材～」で御確認ください。

■集成材については、加工工場のほとんどが青森県外にあるため、青森県産のラミナ（ひき板）を使った集成材の作成を依頼する場合は、あらかじめラミナを製造している製材工場の情報を集成材工場に事前に伝えると調達しやすくなります。

■一定の強度を必要とするものは品質・性能が担保されたJAS材の利用を検討しましょう。

JAS材取扱い工場一覧はP30ページで御確認ください。

■内装、建具、家具、什器へ県産材を取り入れることも可能です。

身近なものにも県産材を取り入れてみましょう。

木材と上手く付き合うために

木造は、必要な維持管理を行うことで大きな修繕に至ることなく長持ちさせることが可能です。蟻害、腐朽、乾燥・収縮（割れ）、たわみ、摩耗、退色などが木造に特有の劣化現象です。設計時に、これらの項目に配慮した維持管理について検討しておくことが重要です。また、発注者は、設計者の検討した維持管理の内容を踏まえ、あらかじめ維持管理の方法や予算化の時期などを検討しておきましょう。

木造における維持管理の考え方

① 外構・外装における劣化防止のポイント

軒の出を深くし外壁への雨掛かりを少なくすることなどが有効です。塗装仕上げを選択する場合は、耐久性にも配慮した塗料を選択するとともに、あらかじめ再塗装の目安を維持管理計画に設け、定期的な点検・塗装を行います。

再塗装の目安としては、「顔料が落ち、色があせてきて、木材の基材が見え始めた時点」などとして考えることができます。

② 維持管理費を抑える設計セオリー

蟻害・腐朽を防止するためには水をコントロールすることが有効であり、雨掛かりのないように設計するなど設計計画での工夫が求められます。

また、外壁の納まりや断熱材の配置、配管の位置などの結露対策が不十分であれば、結露による木材の劣化が維持管理費用を増大させることなども考えられるため、断熱・気密も考慮した設計・施工が求められます。

③ 作業性への配慮

再塗装や保守・点検などの維持管理が効率的かつ安全に実施できるよう、各部点検口、作業スペース、搬出入経路などを設けます。設備システムなどの機器配置は、保守・点検・清掃が効率的かつ容易に行えるよう配慮します。

また、仕口に金物を使用している場合には1年目点検・2年目点検が必要になります。金物の緩みなどは安全性に影響するため、増し締めをするなどの検討を行います。その際に足場を必要としないような工夫があると維持管理費用を削減できます。

④ 更新性への配慮

仕上げ材料や設備機器類の更新が経済的かつ容易に行えるように、配管・配線・ダクトなどは交換しやすい設計及び資材の選択を心掛けます。また、更新周期の異なる仕上げ材料や設備機器類の交換にあたっては、健全部分の取り壊しが生じないような設計にすることも重要です。

県産材情報について

青森県製材品展示商談サイト

Website

県産材の各部材を扱う製材所が掲載されており各製材所への問い合わせも可能です。

▶ <https://wood.aomori-sodachi.com/>

県産材ウェブカタログ

Online catalog

県産材の供給情報について下記を御参照ください。

あおもりの木～青森県産材～

▶ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/rinsei/files/0716kengai-compressed-7mb.pdf>



県産材・県産材住宅プロモーション動画

Promotional video

県産材や県産材住宅について、動画で分かりやすく紹介しています。

心地よい音楽、美しい映像とともに県産材・県産材住宅の魅力をお楽しみください！

●青森県産材プロモーション動画 (Short ver.)

▶ <https://youtu.be/AC7xf3QOsIE>

●青森県産材プロモーション動画 (Long ver.)

▶ <https://youtu.be/elOrnt9R0IQ>

◆青森県産材住宅プロモーション動画 (Short ver.)

▶ https://youtu.be/_nqfclqFmRs

◆青森県産材住宅プロモーション動画 (Long ver.)

▶ <https://youtu.be/KNsINPGwwuo>



J A S 材 と は

JAS材とはJAS規格に準拠した一定の品質・性能が担保された木材・木質建材のことを指します。JAS規格により品質が保証されているため、品質のばらつきの懸念が少なく、建築物の構造材などの使用に適しています。

※ JASとは「日本農林規格」Japanese Agricultural Standardの略。日本農林規格は、農林物資の規格化などに関する「日本農林規格等に関する法律(JAS法)」に基づいて、農林水畜産物および加工品の品質を一定の範囲・水準であることを保証しています。

青 森 県 内 J A S 認 定 工 場					
会社名・工場名	工場所在地		電 話	FAX	認証の区分
	郵便番号	住 所			
丸重木材工業(株)	038-0059	青森市油川字柳川1-7	017-788-3231	017-788-7203	人工乾燥処理構造用製材
齋藤木材(株)	038-0002	青森市沖館3丁目10-1	017-781-1148	017-781-1268	構造用製材 人工乾燥処理構造用製材
(株)わかもと	034-0051	十和田市大字伝法寺字 大窪92-5	0176-28-2244	0176-28-3568	構造用製材
上北森林組合 木材加工センター	034-0301	十和田市大字奥瀬字 生内268-1	0176-72-3111	0176-72-3114	構造用製材 人工乾燥処理構造用製材 人工乾燥処理造作用製材 下地用製材 人工乾燥処理下地用製材
三八地方森林組合 五戸加工センター	039-1528	三戸郡五戸町浅水字 陣場92-2	0178-67-2003	0178-61-8639	構造用製材 下地用製材 人工乾燥処理構造用製材
笹山木材(株)	037-0405	五所川原市脇元赤川 257-2	0173-62-2840	0173-62-2509	構造用製材 造作用製材 下地用製材
木村産業(有)	037-0404	五所川原市磯松唐皮31	0173-62-3425	0173-62-3571	構造用製材 造作用製材 造作用集成材 構造用集成材(小断面)
(有)なかにし	037-0202	五所川原市金木町芦野 365-384	0173-53-3222	0173-52-2236	構造用製材 人工乾燥処理構造用製材 造作用製材 人工乾燥処理造作用製材
東通村森林組合 木材加工センター	035-0005	下北郡東通村大字 田屋字上流66-1	0175-22-5656	0175-22-5656	構造用製材 造作用製材 下地用製材
(有)島木材工業	039-4601	下北郡大間町蛇浦道 11-7	0175-37-2071	0175-37-3926	構造用製材
(株)今井産業	036-0115	平川市新館藤山 16番地1	0172-44-2145	0172-44-2568	造作用集成材 化粧ばり造作用集成材
ファーストプライウッド(株)	033-0073	上北郡六戸町金矢 三丁目2番地1	0176-58-0377	0176-58-0378	造作用単板積層材 構造用単板積層材
青森プライウッド(株)	033-0073	上北郡六戸町金矢 三丁目2番地1	0176-58-0105	0176-58-0115	造作用単板積層材 構造用単板積層材

木造建築に関する団体

木質部材製造・加工・供給関連の団体

(一社) 中大規模木造プレカット技術協会	https://www.precut.jp/
(一社) 日本 CLT 協会	https://clta.jp/
(一社) 日本木造耐火建築協会	https://www.mokutaiken.or.jp/
日本集成材工業協同組合	https://www.syuseizai.com/

その他木造技術関連の団体

(一社) 建築性能基準推進協会	https://www.seinokyo.jp/
(一社) 木を活かす建築推進協議会	https://www.kiwoikasu.or.jp/
(公財) 日本住宅・木材技術センター	https://www.howtec.or.jp

公益財団法人日本住宅・木材技術センター「建てるのなら、木造で 身近なまちの建物から中大規模建築まで(R4.9月発行)」より一部引用

その他の情報

林野庁：建築物の木造化・木質化事例、参考資料

- 建築物の木造化・木質化事例
- 建築物における木材利用に関する参考資料
- ▶ https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/zirei_sankou/index.html

林野庁：建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧

- ▶ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyoku.html>

林野庁：民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会(ウッド・チェンジ協議会)

- ▶ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/wckyoungikai.html>

木材利用促進本部事務局「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」

- 電話(受付時間：平日9:30～18:15)
- 木材利用促進本部事務局(林野庁木材利用課)03-6744-2626
- 問い合わせフォーム
- ▶ https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/riyou/mokuzou_concierge.html

林野庁：建築物木材利用促進協定

- ▶ https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kyoutei/index.html
- 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(都市(まち)の木造化推進法)の概要～森林を活かした都市等のウッド・チェンジ～ハンドブック ver.4
- ▶ https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kyoutei/attach/pdf/index-2.pdf



■中大規模木造建築ポータルサイト ▶ <https://mokuzouportal.jp/>

■中大規模木造建築データベース ▶ <https://www.daimoku.jp/> ※掲載は令和6年3月発行時の情報です。

■公益財団法人日本住宅・木材技術センター ▶ <https://www.howtec.or.jp/>

※「調査・研究」の「ウッド・チェンジ・ネットワーク」のページから各種パンフレットをダウンロードすることが可能です。

青い森県産材利用推進プラン《付録》

第1 目 的

このプランは、青森県内の建築物等の整備において県産材(注1)を中心とした木材の積極的な利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「促進法」という。)第11条第1項の規定に基づき、木材利用推進本部が策定した建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「国方針」という。)に即して、同条第2項に掲げる必要な事項を定めるものである。

第2 建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物における木材利用の促進の意義

森林は、県土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

本県のスギをはじめとした人工林資源が本格的な利用期を迎える中、県産材を中心として建築用木材の需要を拡大することは、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化にも資するものである。

また、森林は二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的小さいこと、また、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、脱炭素社会の実現や持続可能な開発目標(SDGs)にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、近年、全国的には強度等に優れた建築用木材や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築工法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化(注2)やあらわしでの木材利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このことから、県内のスギ、アカマツ、ヒバ、広葉樹等の豊富な森林資源を活用し、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 建築物における木材利用の促進の基本的方向

1の建築物における木材利用の促進の意義及び促進法第3条に規定する基本理念を踏まえ、県、市町村、事業者、県民は、以下のとおり建築物における木材利用の促進に取り組むものとする。

(1) 木材利用の促進に向けた各主体の取組

① 県及び市町村による取組

県及び市町村は、促進法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、区域内の公共建築物はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物における木材利用の促進に向け、相互に連携を緊密にして木材利用に関する専門的な知見の共有に努めるほか、国、林業従事者、木材製造業者その他の関係者の協力を得つつ、建築用木材の品質確保や安定供給に必要な取組を講ずるなど、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすこととする。

② 事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本方針等を踏まえ、促進法第6条の規定に基づき、その事業活動に関し、木材利用の促進に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する木材利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材利用の促進に取り組む設計者等は、建築物を整備する者のニーズを的確に把握し、ニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質や価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

さらに、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

加えて、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

③ 県民による取組

県民は、促進法第7条の規定を踏まえ、木材利用の促進に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する木材利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

県、市町村、建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者(以下「木材利用関係者」という。)は、各主体の取組の実施に当たり、国方針及び本方針等に基づき、促進法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(3) 県民の理解の醸成

建築物における木材利用を広く、効果的に促進するためには県民の理解の醸成が不可欠であることから、県及び市町村は、建築物における木材利用の促進の意義等について県民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日(毎年10月8日)及び木材利用促進月間(毎年10月)において重点的に、木材利用関係者が連携し、多くの県民の理解が得られ、木材利用の促進が県民運動となるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

第3 建築物等における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

県は、促進法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、LVL(単板積層材)、CLT(直交集成板)、木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

さらに、県は、木材利用の促進に資する県内における木材利用に関する優良事例等の情報を取りまとめ、建築物を整備する事業者等に共有するよう努めるものとするほか、積極的な情報発信に取り組むものとする。

2 住宅における木材利用の促進

県は、促進法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対する住宅の設計に関する情報の提供や、建築の担い手の育成等に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

県は、促進法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

県は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、促進法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

また、建築物木材利用促進協定を締結し、県産材を利用した建築物の整備に積極的に取り組んだ事業者については、県産材利用に積極的な事業者として県が認定を行い、その取組について情報発信するものとする。

4 公共建築物における木材利用の促進

(1) 木材利用を促進すべき公共建築物

促進法に基づき木材利用を促進すべき公共建築物は、促進法第2条第2項各号及び促進法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

① 県や市町村が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、県や市町村の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等。

② 県や市町村以外の者が整備する①に準ずる建築物

県や市町村以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。))。

(2) 公共建築物における木材利用の促進のための施策の具体的な方向

公共建築物は、広く県民一般の利用に供するものであることから、木材利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの県民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。また、公共建築物においては、LVL、CLT、木質耐火部材等を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性や利用促進の意義について県民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

こうしたことから、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化(注3)を促進するものとする。

さらに、建築用木材以外についても、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、(1)の木材利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造(部材単位の木造化を含む。)とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。加えて、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

5 木材利用の促進の啓発と県民運動

県は、市町村及び関係団体と連携し、県民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例紹介等により、木材利用の効果について積極的に県民への普及啓発を行う。

建築物における木材利用について広く県民の関心と理解を深めるため、特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、経済界を含む事業者関連団体等とも連携し、木材利用に関するイベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施することにより、県民運動としての木材利用促進に取り組むものとする。

第4 県が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 公共建築物の木造化及び内装等の木質化の目標

県は、その整備する公共建築物のうち、第3の4(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として木造化を図るものとする。

また、県は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、知事その他の幹部職員執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、LVL、CLT、木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとする。

2 建築物以外の木材利用の目標

県は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、県がその整備する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む。)のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを目標とする。

そのほか、県が実施する公共土木工事においては、間伐材を始めとする木材の利用に努めるものとする。

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

建築物における木材利用の促進を図るためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要となる。また、公共建築物における木材利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔(スパン)が長い、天井が高いといった構造的特性にも対応した長尺・大断面の木材や、LVL、CLT、木質耐火部材等の建築用木材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、高性能林業機械等の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物の整備における木材利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材製造の高度化及び流通の合理化、合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組むなど、促進法第6条の規定にのっとり、木材利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

2 県の責務

県は、国及び市町村とも連携し、木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、促進法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度的な運用を図るものとする。

また、県は、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者が行う強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発などを促進するとともに、公共建築物を整備しようとする市町村や建設事業者に対し、木材の調達について区域内の情報や木材利用に関する専門的な知見を提供するなど、木材利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

加えて、県は、事業者が取り組む木材の需給に関する情報共有について、必要な取組を講ずるよう努めるものとする。

第6 その他建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項

1 市町村方針の作成に関する事項

市町村は、基本方針を作成する場合においては、本方針に即し、地域の実情、関係者の役割分担等も踏まえて、区域内の建築物における木材利用の促進のために講ずるべき施策等について具体的に記述するものとする。

この場合、これらの施策と学校教育や社会教育、社会福祉、医療、都市計画など建築物の整備に関連する分野の施策との調和・連携の確保、必ずしも市町村区域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備、森林法に基づく地域森林計画、市町村森林整備計画等に即した森林の適正な整備の推進等に留意する必要がある。

また、市町村以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、これらの建築物の整備主体に対し、木材利用の促進を幅広く呼び掛け、その理解と協力を得るよう留意する必要がある。

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなどの設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数については木造の建築物が非木造の建築物に比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

加えて、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー(これらに付随する燃料保管施設等を含む。)の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

3 建築物における木材利用の促進のための体制の整備に関する事項

公共建築物等における県産材の利用推進を図るため庁内に設置されている「あおり県産材利用推進庁内連絡会議」を通じて、公共建築物等における県産材の需要拡大への取組を進めるものとする。

【附 則】平成23年9月21日施行 / 平成30年3月27日一部改定 / 令和5年1月18日一部改定

(注1)「県産材」とは、県内で伐採された原木(間伐材を含む。)を材料とし、原則として県内で加工された製材品、集成材及び合板等をいう。

集成材等にあつては、原材料の50%を超える量が県内で伐採された原木を材料とするものをいう。

(注2)「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(注3)「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。



青森の県産材が、地域のつながりと県民の未来を育む。



青森県

Aomori Prefectural Government

青森県農林水産部 林政課 林産振興グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL.017-734-9517 FAX.017-734-8145

E-mail : rinsei@pref.aomori.lg.jp

